

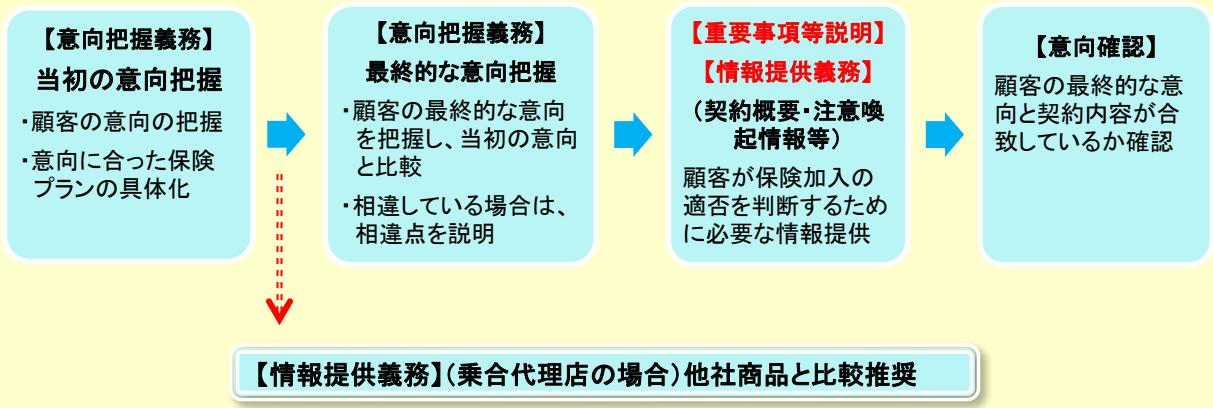
代理店研修会資料

SOMPOひまわり生命 コンプライアンス部

**「重要事項等説明」「情報提供」を確実に実施して、
適正な募集プロセスを遵守しましょう！！**



募集プロセスの各段階において積極的な顧客対応が求められます！



◎「重要事項説明未実施」とは

「新契約取扱い等に際し、契約者または被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項（加入の判断が異なる相当程度の可能性がある事項）を故意または重過失により全く説明しない行為」をいいます。



◎「情報提供義務違反」とは

「新契約取扱い等に際し、契約者または被保険者に保険契約の内容、注意喚起すべき情報および参考となるべき情報の提供を行わない行為」をいいます。

★契約者・被保険者と面談し、意向確認、重要事項、各種情報を理解いただけるまで十分説明を行い、各種手続き書類を面前自署をしていただくことが必須です。

*「ご契約のしおり・約款」の交付は必須です。

※Web約款導入により「ご契約に際しての重要事項（契約概要・注意喚起情報）」が別冊になりました。
ご契約の前に必ず交付し、内容を説明し、理解していただく必要があります。

★特に「不利益事項の説明」は契約者・被保険者の理解度を確認しながら説明してください。
「高齢者の契約」はご家族の同席・複数回の面談等、会社の定めたルールに沿った対応が必要です。

★保険募集の基本行動を正確に行うために、「SAFETY ROAD MAP」を活用ください。

◆ 部分本審◆ もし違反した場合は、部分の対象となることはあります。

◆処分内容◆ もし違反した場合は、処分の対象となることがあります。

項目	募集人（標準処分）	代理店（標準処分）
重要事項説明未実施（不祥事件）	登録抹消	募集手数料削減支払 15%1か月
情報提供義務違反（不祥事件）	新契約募集停止1か月	募集手数料削減支払 5%1か月